岡山県環境審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県環境審議会(以下「審議会」という。)及び部会の会議の 傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分するものとする。

(傍聴手続)

第3条 傍聴者は、会議の開催時刻までに、受付に住所及び氏名を記入したうえ、係 員の指示に従い、会場に入場するものとする。

(入場の制限)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場へ入場することができない。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる者
 - (2) ヘルメット、鉢巻、たすきの類の着用等通常の服装をしていない者
 - (3) プラカード、立看板、旗、のぼり、危険物、笛、太鼓その他会場に持ち込む ことが不適当又は不必要な物品を携帯している者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、議事の進行を妨げるおそれがあると認められる 者

(傍聴者の遵守事項)

- 第5条 傍聴者は、会議中は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 所定の席に着席し、みだりに席を離れないこと。
 - (2) 審議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (3) 私語を慎み、意見を表明しないこと。
 - (4) 携帯電話、ポケットベル等は、電源を切ること。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) 一般席の傍聴人は、議長の許可なく、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。
 - (7) 議長又は議長の命を受けた係員の指示に従うこと。
 - (8) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。 (傍聴人の退場)
- 第6条 議長は、傍聴人がこの要領に違反したときは、これを注意し、なお、これを 改めないときは退場させることができる。
 - 2 傍聴人は会議が非公開とされたとき、又は議長より退場を命ぜられたときは、係員の指示に従い、速やかに退場しなければならない。

附則

この要領は、平成18年10月10日から施行する。